

別記37 避難設備の設置基準

給油取扱所の次の用途に用いる建築物には、避難設備として誘導灯を設置することとされている。

(政令第21条の2、規則第38条の2)

	用途	設置部分
給油取扱所	給油取扱所の2階部分を店舗、飲食店又は展示場に用いるもの	当該建築物の2階から直接給油取扱所の敷地外へ通ずる出入口並びにこれに通ずる通路、階段及び出入口
	屋内給油取扱所で避難措置のため事務所等を有するもの	当該事務所等の出入口、避難口並びに当該非難口に通ずる通路、階段及び出入口



*誘導灯には非常電源を附置すること